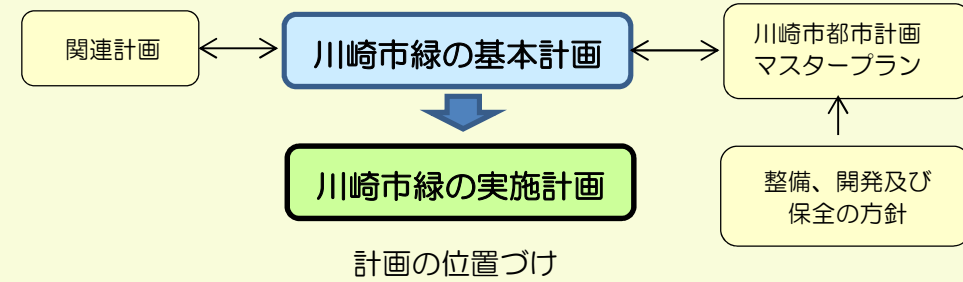


# 「川崎市緑の実施計画」の概要

## 川崎市緑の基本計画について

- 「川崎市緑の基本計画（2008年3月改定）」（以下、緑の基本計画）は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」を示したものです。
- 計画期間は2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの**おおむね10年間**としています。
- 「緑の基本計画」は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即し、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に適合することとされています（都市緑地法第4条第3項）。



## 緑の実施計画について

### <計画の趣旨>

「川崎市緑の実施計画」は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第9条に規定する制度で、「川崎市緑の基本計画」に示された**5つの基本方針と緑の施策目標を着実に実行していくためのアクションプログラムとその推進管理**を示すものです。

### <これまでの計画経過>

- 緑の基本計画を着実に推進していくために、**第1期の緑の実施計画を2008（平成20）年度から2010（平成22）年度、第2期を2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの計画期間**としています。
- 第2期実施計画の計画期間の終了を受け、第3期の策定を行いました。



## 5つの基本方針

- 1 協働により緑を守り育む 持続可能な仕組みの構築**
- 2 地球環境に配慮した みどり軸の保全と創出**
- 3 多様なみどり拠点による 風格のある都市の形成**
- 4 緑と水のネットワークによる 身近な緑とふれあう機会の創出**
- 5 かわさき緑の市民文化の育みと 地球環境都市への飛躍**

様々な主体との**協働と連携**を基本としながら、**緑の保全・創出・育成**に取り組む

基本方針の実現を目指す「50の基本施策」

- (1) 行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出
- 樹林地の保全
  - 保全された緑地の適切な管理と持続的な取組
  - 様々な施策による緑地の保全
  - 新たな緑地保全施策に向けた検討
  - 農地の保全と活用
  - 農を知る機会と参加する仕組みの充実
  - 道路の緑化推進
  - 公共施設緑地の緑化推進
  - 大規模公園緑地の整備推進
  - 身近な公園の整備推進
  - 多様な手法による公園緑地の整備推進
  - 川崎港千鳥町再整備計画に合わせた緑地空間の確保と充実
  - 臨海部における緑のストックの活用
  - 港湾緑地の整備推進

- (2) 市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進
- 緑化推進重点地区（候補地）における緑化推進
  - 多様な手法による緑化推進
  - 事業所緑化の推進
  - 「(仮称) かわさき臨海の森づくり」の促進

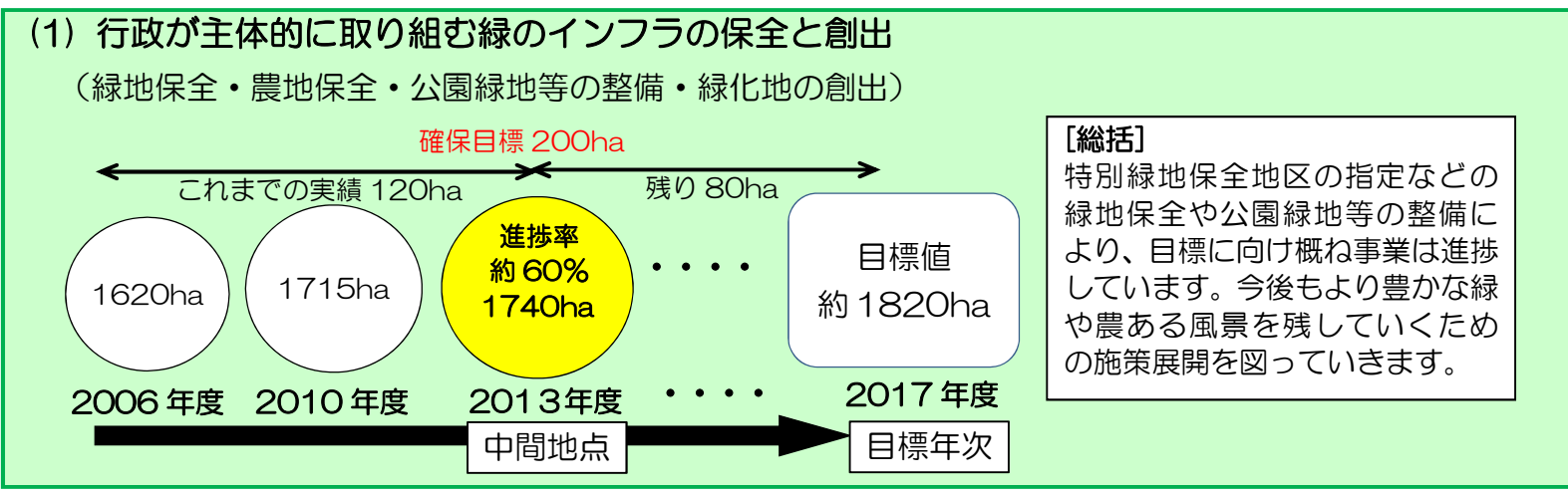
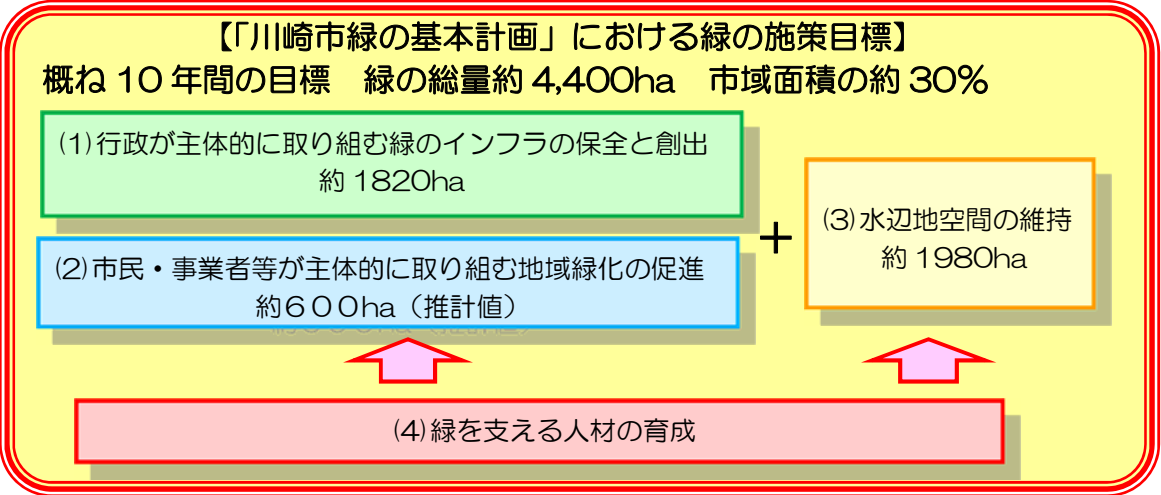
- (3) 水辺地空間の維持
- 河川環境整備の推進
  - 多摩川プランの推進
  - 多摩川エコミュージアムプランの推進
  - 多摩川緑地の整備と維持管理の充実
  - 多摩川河口干潟の保全

- (4) 緑を支える人材の育成
- 緑のボランティア活動の推進
  - 緑のボランティアの育成の推進

その他の施策として、緑の調査研究、緑の情報発信の推進、緑のリサイクルの推進などがあり、これらの施策により基本方針の実現を目指します。

132の主な取り組みと100のリーディング事業

## 緑の施策目標に関する取り組み状況



**(2) 市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化の促進**

主な取り組み	2006 年度	2010 年度	2013 年度	目標値 (2017 年度)
緑化推進重点地区の設定	3 地区	6 地区	7 地区	9 地区
緑化地域の指定	0 地区	0 地区	0 地区	指定による 緑化指導
地域緑化推進地区の認定	1 地区	10 地区	16 地区	認定の促進
緑地協定の締結	1 地区	1 地区	1 地区	制度の 普及と促進
事業所との緑化協定の締結	74 事業所	70 事業所	66 事業所	締結促進
臨海部地区別緑化計画の策定	なし	なし	地区別緑化計画を策定	計画づくりと 緑化促進
緑化関係制度による助言指導	助言指導	継続	継続	継続
緑化助成制度	制度の普及	継続	継続	継続



地域緑化推進地区（土橋町内会）



**【総括】**  
 市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化は、緑化推進重点地区の設定や地域緑化推進地区の認定等の促進により拡大しており、今後も継続して地域における緑化施策を推進していきます。

**(3) 水辺地空間の維持（河川等・運河約 1,980ha）**

かわさき水辺の楽校

**【総括】**  
 水辺に親しむ機会づくりや多摩川プランに基づく施策等により、水辺地空間の保全・活用を推進してきました。今後も継続して施策を推進していきます。

**(4) 緑を支える人材の育成**

主な取り組み	2006 年度	2010 年度	2013 年度	目標値 (2017 年度)
緑の保全ボランティアの育成	261 人	393 人	490 人	800 人
かわさきガーテナーの認定	132 人	162 人	162 人	500 人
保全緑地育成市民グループの立ち上げ	11 団体	19 団体	24 団体	27 団体
緑の活動団体の登録促進	207 団体	227 団体	232 団体	320 団体
公園管理運営協議会の発足	210 公園	474 公園	523 公園	1,000 公園

**【総括】**  
 緑の保全ボランティアなど緑を支える人材は、着実に増えており、今後も普及啓発活動に取り組むとともに、活動団体への支援などを継続して実施していきます。

**<全体総括>**

- 全体として目標に向け概ね進捗していることから、緑の基本計画に示された施策を継続して推進します。
- 第3期緑の実施計画では、引き続き様々な主体との協働と連携を基本としながら、地域の緑化や自然環境の保全を推進し、等々力緑地や富士見公園等の公園緑地の整備など、緑の施策目標に向け施策を推進します。

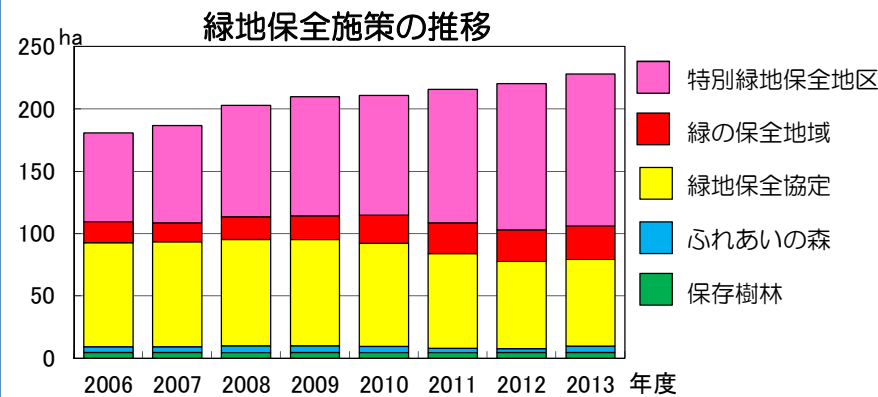
**<今後の進め方>**

- 新たな総合計画の策定を踏まえ、第3期実施計画は2カ年（2014～2015年度）の計画としています。
- 緑の基本計画の改定に向け、2014年度から個々の施策の検証等を行います。
- 検証結果や少子高齢社会・人口減少等の社会情勢を踏まえ、今後の緑の事業の方向性を検討し、緑の基本計画の改定を行っていきます。

## 「第3期川崎市緑の実施計画」の主な事業

### 特別緑地保全地区等の指定拡大

概要	風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地は、地権者の理解と協力を得ながら、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定などの拡大に努めます。
実績	2011～2013年度に、特別緑地保全地区は25.8ha指定（累計121.8ha）など
課題	樹林地の保全により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等の向上を図ることが求められます。
主な取組	緑地総合評価の見直しを行い、緑地保全カルテを作成し、新たに保全すべき対象となる緑地の計画的な保全施策を推進してまいります。



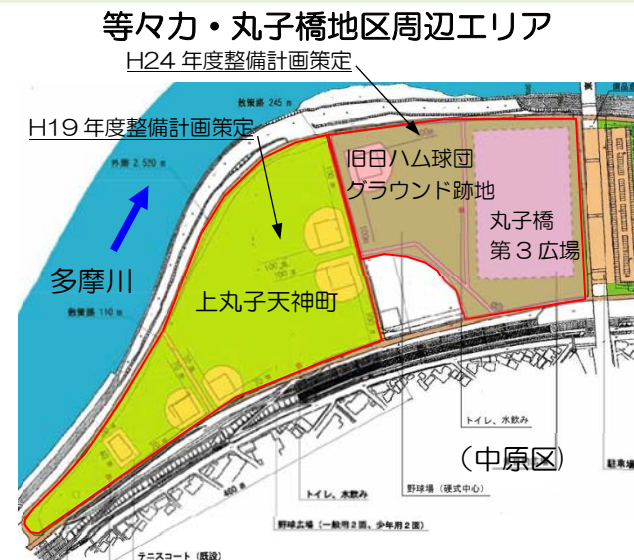
### 大規模公園緑地の整備推進

概要	公園・緑地等は、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や災害時における避難場所、物資の供給や救援活動の拠点となります。その中でも中枢を担う、大規模公園緑地については、富士見公園、等々力緑地、生田緑地、早野聖地公園、菅生緑地等の整備を推進します。
実績	○富士見公園：川崎富士見球技場の整備の推進（南側スタンドの完成） ○等々力緑地：陸上競技場第1期整備（メインスタンド）の推進 ○生田緑地：中央広場・東口ビジターセンターの整備実施 ○早野聖地公園：新形式壁面型墓所500基の整備 など
課題	再編整備実施計画等に基づく計画的な整備推進が必要です。
主な取組	○富士見公園：川崎富士見球技場の整備（完成）、北側再編施設やプロムナード整備に向けた基本計画等の策定を行います。 ○等々力緑地：陸上競技場第1期整備（完成）、硬式野球場の整備等を推進します。 ○生田緑地：生田緑地の魅力や利用価値の向上を図るため、緑地の外郭をつなぐ周遊散策路や旧クラブハウス跡地の整備等を推進します。



### 多摩川プランの推進

概要	2006（平成18）年度に策定した、「川崎市多摩川プラン」は、総合的な多摩川に関する施策の展開を示しており、3つのリーディングプロジェクトと6箇所の重点エリアを設定し、計画の実効性を高めています。本計画では、多摩川を魅力ある空間としていくために、流域や支川、対岸を含め、流域全体を意識して、このプランを推進します。
実績	○バーベキュー広場（二子橋周辺）の開設と管理運営の実施 ○等々力・丸子橋地区周辺エリアの旧日ハム球場の再整備の推進及び丸子橋第3広場の整備 など
課題	施設の再整備・再配置の実施に向け、地域や利用団体等との協議・調整が必要です。
主な取組	○旧日ハム球場の再整備（完成）、丸子橋第3広場拡幅工事（完成）、バーベキューの適正利用を推進します。



### 140万市民による植樹運動の推進

概要	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上などに向けて、2010（平成22）年度からは、「市民100万本植樹」運動を進め、2024（平成36）年の市制100周年に向け、市民、事業者、行政の協働による地域緑化として、地球環境に配慮したまちづくりを推進します。
地域緑化の推進	2010（平成22）年度～2024（平成36）年度 行政：地域緑化推進地区の認定と支援、緑地協定の締結、遊歩道沿いに新たな花と緑の見所の創設など 市民：市民主体による植樹（緑の活動団体）、緑化助成制度活用による植樹など 事業者：事業所緑化の推進、自然的環境保全配慮協議による民有地緑化など
実績	2012年度までに、約31万5千本の樹木を植樹
課題	植樹祭に適した場所の確保及び適正な維持管理が求められます。
主な取組	○都市緑化月間（10月）に植樹祭を開催します。 ○道路用地や公共施設等で植栽可能な場所の緑化を推進します。

